

## 第 24 回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和 7 年 3 月 6 日（木） 午後 3 時 00 分から午後 3 時 30 分まで

開催場所 オンライン形式

出席者

【委 員】 神戸会長、赤川委員、伊佐治委員、瀬畑委員、依田委員

【事務局】 （総務部情報公開・法務課）土屋企画幹ほか 4 名  
（公安委員会補佐室）清水係長ほか 9 名

### 1 開会

### 2 会議事項

#### (1) 令和 6 年度廃棄予定公文書ファイルの意見聴取結果

（神戸会長）

会議事項（1）「令和 6 年度廃棄予定公文書ファイルの意見聴取結果」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

（資料 1、2 について説明）

- ◇ 今年度は 5 回の審議会において廃棄審議を行い、約 620 件の現物確認を行った。
- ◇ 審議結果はスライド 2 の 1 のとおり。  
今年度は公安委員会及び警察本部のファイルを新たに廃棄審議したことにより、廃棄予定公文書のファイルが 101,611 件、廃棄不適当と意見があったファイルは 402 件となった。
- ◇ 廃棄不適当理由の別表（1）の政策の検討過程、決定、実施及び実績に該当するものでは、例えば、知事と市町村長との意見交換会や知事が出席した懇談会に関するファイルについて、知事の発言や議事録、そのためのレク資料等が綴られたものとして廃棄不適当との意見をいただいた。
- ◇ 警察本部の警察庁施行文書（被害者支援関係）というファイルについて、警察庁から通達に基づき県警としても対応している資料であり、内容も最近の社会情勢を踏まえる重要なものであるとして、廃棄不適当との意見をいただいた。
- ◇ 廃棄不適当理由の別表 1（5）の県の諸活動について県民に伝える価値が高い情報に該当するものとして、知事部局の県政タウンミーティングのファイルは、当時の地域の意見や県政が分かるものであり、廃棄不適当との意見をいただいた。
- ◇ 県警本部の警務だよりのファイルについて、警察の内部統制に関わる情報がまとめられた資料として、廃棄不適当との意見をいただいた。

◇ 令和6年度審議結果一覧について、各回の知事意見不适当リスト及び現物確認リストに審議結果を記載したもの。第23回のシートについては、前回の審議会結果をまとめたもの。第22回までのものは、これまでに審議会資料として配布したものを、全体の結果として今回一つにまとめた。

(神戸会長)

ただいまの事務局からの説明について、御意見御質問があれば、委員から御発言をお願いいたします。

(依田委員)

資料2の審議結果と不适当理由が載っている表は、昨年と同じ整理をされている資料であると思っています。不适当理由で別表の(1)から(5)や付表、昭和27年度以前といった不适当理由により整理していただいた表では「過年度『廃棄不适当』と同内容」という欄が去年もあったためこのように整理されていると思うのですが、これは昨年度に不适当としたものだという意味だと思います。これを(1)、(2)、(3)等に振り分けるようなことはしないのでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましては、事務局でも別表に当てはめて集計しております。今回、資料上で分かりやすいように、過年度で不适当の意見があったものについて、このような形でまとめております。

(神戸会長)

今日の資料の中では過年度不适当となっていますけれども、別表付表に割り振って計上していただいている、理由は事務局で把握されているということですのでよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(依田委員)

それであれば結構です。

(神戸会長)

その他に、廃棄予定公文書の意見聴取結果につきまして、委員の皆様、御意見御質問はございますでしょうか。

昨年度より公文書ファイル数が多く、廃棄不适当も多くなったというところではありますけれども、この結果について審議会として承認するということがよろしいでしょうか。

【異議なし】

## (2) 政策単位で移管となる政策事項の指定

(神戸会長)

それでは、会議事項の(2)政策単位で移管となる政策事項の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

(資料1、ついて説明)

- ◇ 資料1のスライド3は、政策単位での移管となる政策事項の指定についてまとめたもの。知事部局以外の実施機関において、政策事項の指定がなかった状況のため、今回、審議会の意見を聴取した上で、政策事項の指定を行う。知事部局の指定項目を参考に各実施機関で検討を行い、表のとおり指定項目の案をとりまとめた。
- ◇ 各実施機関で「○」の印をつけた項目について指定を行う予定。なお、「－」となっている項目は、その実施機関で対象となる事務や文書がない項目であり、指定は行わない。また、公安委員会の「□」となっている項目は、公安委員会の公文書管理規程の別表で、既に保存期間満了時の措置が移管とされている文書に係るものである。

(神戸会長)

ただいまの事務局からの説明について御意見御質問等あればお願いいたします。

(瀬畑委員)

確認ですが、今の公安委員会の話は、元々のリストで移管が可能であるためという話でしたが、これに関連する全部の文書はそれで網羅できているという話なのですか。今、移管されているものが偶然それに該当しているという話だとすると、少し話が違うような気がしています。あくまでもこれに関するものは全部指定しましょう、という網羅的に覆う形の制度だと思いますので、該当するものがそこしかないという話とも違う次元の話のような気がします。

(事務局)

公安委員会の議事録等のみがこちらに該当するということで、それについては網羅的に規程によって移管の対象となっていると認識をしております。

公安委員会で何か補足があれば、この場で御説明をお願いいたします。

(公安委員会補佐室)

公安委員会の清水です。公安委員会の立場はあくまでも警察を管理するというこ

とで、単独で何か施策をするという位置付けではありません。警察本部からこの政策単位での報告を受けて、公安委員会の定例会というのですけれど、その会議録に記録として残り 30 年保管となります。その後、移管することになるので、このような形で御報告させていただきました。

(瀬畑委員)

無いものが「一」になっているのは分かります。しかし、何かが存在するものに関しては、少なくともその文書は今後新たに発生するものであったとしても、それは移管対象になるという理解でよろしいでしょうか。

例えば、新型コロナに関する文書で、今言ったような議事録しか絶対に今後出てこないという保証があるのでしょうか。私は、そうではないのではないかという気がしています。網羅的にかけるというのは、今その対象自体が移管だから問題ないという話ではなくて、今後発生するこれに関連するもの、昔のものはもう出てくることはないと思いますが、関連するものは全部引っかけて持っていきましょうという話だと思います。そのため、個別に、この文書が移管されているから指定しなくても問題ないという話とは違うのではないかというのが私の意見です。

(神戸会長)

「□」という公安委員会の指定の意見はどうでしょうか。議事録で、規程で移管されるからという理由になるのでしょうか。例えば、政策が公安委員会の単位の政策ではないとか、そういうようなお考えもあるのですか。先ほどの説明では、議事録で移管ができるのでということだったと思いますけれども。

(公安委員会補佐室)

単独で施策というと、公安委員会ではそういったものではありませんので。直接的には該当事務はないという形になるのでしょうか。

(神戸会長)

その辺りの考え方はどのように整理したらよいのでしょうか。今、公安委員会の公文書管理規程を見ると、知事部局と同じように政策単位で整理するところがあるので、その政策を、単独での政策がないと読むのでしょうか。その辺り、瀬畑委員、依田委員の御見解いかがでしょうか。

(瀬畑委員)

当然、公安委員会がおっしゃっていることは信用するべきだと思うのですけれども、一方、公安委員会の仕事をこちらが全部理解しているわけではないので、本当にそれ以外の文書は完全にゼロですかという保証はないのではないかと話だと私は理解しています。あくまでもこの政策単位での移管というのは、その政策に関する網羅的なものは全部移管しましょうという話なので、もちろん最終的には、

公安委員会で移管されるものはそれだけになるのだろうと思いますけれども、制度の趣旨がそうではないと思います。制度の趣旨はあくまでもこれに関するもので、県組織が作っているものは全てこの制度に基づいて移管をしましょうというものだとして理解しています。個別にこの指定があつてこれが移管されるから指定しなくても問題ないという話ではないのではないかとというのが私の主張です。

ただ、そこは最終的には移管されるものは同じになるというものの理解はしているのですが、今後同じようなことが起きてくると思っています。最初から本当に業務がないという、「一」になっているものは当然、それでも構わないと思うのですが、今後同じようなことが起きたときに、これはもう全部指定されていて、入っているから全部よいというのはその部署の方は分かるけれども、本当にそうなのかどうかというのは、審議会の意見と原課の意見とが割れるというのはよくある話です。やはり網羅的にという、この政策単位での意味を考えた上で、指定の仕方が必要なのではないのかというのが私の主張です。そこはむしろ事務局がどう考えているか聞いた方がいいのでしょうか。

ここまで詰めた議論はあまりなかったような気がします。

(事務局)

公安委員会にも確認したところ、今回は議事録で通常の付表の中に書き入れているということでしたので、あえて今回は政策単位の移管として指定する必要はないと認識していたのですが、瀬畑委員の御意見も分かります。

(神戸会長)

それは、ここで委員が修正したら、修正の意見を審議会として出せばよいということでしょうか。

(事務局)

意見を聞いた上で指定をするという規定になっておりますので、審議会としてそのような意見を付していただくことになると思います。

(神戸会長)

では委員の皆様、先ほどの瀬畑委員の議事録だから移管されるということではなくて、項目として上がっている指定事項について全部網羅的に移管するのだという御意見の趣旨からすると、やはり指定をしていただいた方がよいのではないかと思います。ですので、委員の皆様、御意見いかがでしょうか。

(依田委員)

私もこの「□」の意味が分からなくて、大北森林組合が「一」で、公文書管理条例の制定が「○」で、他は「□」なのは、どのように違うのかが分からなくて、「○」か「一」かどちらかのほうがよいのか、「□」にする意味があるのか、と思います。

以上です。

(神戸会長)

赤川委員、御意見いかがでしょうか。

(赤川委員)

瀬畑委員の御意見に賛成で、結果としては残す文書は同じかもしれませんが、**「□」**というよりも**「○」**にさせていただいた方がよいと思っております。

以上です。

(神戸会長)

伊佐治委員はいかがでしょう。

(伊佐治委員)

私も同意見です。

(神戸会長)

私も**「○」**にした方がよいと思います。主体となって実施する政策ではないかもしれませんが、**「○」**をしていただいて網羅的に政策単位で管理することによってよいのではないかと思います。公安委員会はいかがでしょう。

(公安委員会補佐室)

賛成です。

承知しました。

(神戸会長)

公安委員会の**「□」**の部分については**「○」**にさせていただくということを審議会の意見としたいと思います。

その他に委員の皆様から御意見はございますでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

先ほどの公安委員会の部分以外のところは原案のとおりということで、審議会の意見とさせていただきたいと思います。

### **(3) その他**

(神戸会長)

それでは、会議事項の(3) その他 について事務局からお願いいたします。

(事務局)

- ◇ 今年度、審議の回数が多くなってしまったので、来年度は審議の回数を調整し日程を調整させていただく。
- ◇ 来年度、初回の審議会は、現時点で9月頃を予定。

(神戸会長)

委員の皆様から他に何かございますでしょうか。

(瀬畑委員)

議事録に一応残しておいた方がよいかと思いましたが、今日の話と違う話ですが、自分の意見を話させていただきます。廃棄の審査をここまで行ってきたわけですが、当然分かっている状況ですが、審議会の委員がリストを見て一から全部を判断して、知るということが相当きつい作業です。今は委員のやる気でなんとかなっていますが、委員が今後変わっていくことが、視野に入ってくる時期だと理解をしています。持続可能なやり方をどういうふうにするのかということの工夫は、やはり考えていかなければいけないと思っています。

特に、一次選別から委員が対応するということが本当によいのかという、他の県だと、公文書館の職員、長野県の場合だと歴史館になると思いますが、そういった人たちが一次選別を行った上で、まず、この部分については、不適當か、適当かみたいな判断をした上で、委員にリストを見せて委員の判断をさらに聞くということを行っている県もあります。なかなか今の歴史館のマンパワーでは難しいということがあるかもしれないですが、やはり最終的には審議会の委員に持っていく前に、アーキビストのような専門家というのをきちんと育てるなり、雇うなり、なかなか人員を増やすとか予算を増やすということの難しさということは、よく理解はしていますが、そのところについての手当を厚くした方がよいと思います。しっかりと一次選別ができるような人材を確保や育成して、その上で意見を委員に持ってきていただくような仕組みというのは、いずれできると全員にとって楽になるだろうと思います。

それは事務局も警察も、我々も、やはり一から全部対応するということはなかなか仕事量が多く、この何年間かやってみて、特に今回警察の文書が入ってきたことによって、よりそれが明確になったような気がしています。すぐにどうこうすることが簡単ではないということは理解をしていますけれども、特に公文書審議会委員の皆様は同じような意見をお持ちだと理解をしていますので、我々はこのことを少し望んでいるということは、県庁の内部の方でも問題意識を共有していただいて、何か手立てを考えていただくなりしていただければと思っております。私から以上です。

他の委員の方、もし何かあれば補足をお願いします。

(神戸会長)

瀬畑委員の御意見は、委員の共通の意見と認識しておりますが、他の皆様この場で御発言はございますでしょうか。

(伊佐治委員)

今の瀬畑委員の御意見の補足ということで、一つ付け加えさせていただきます。今年、現物の確認をする前に、リストをいただいて、そして事前にチェックをして、現物確認を行うということで担当課にお願いをするのですが、正直、大量なものを限られた時間の中でチェックをする中で、実際に行ったのは、保存期間1年から3年程度のものは、恐らく大丈夫だろうということで、5年以降のものを私は自分でチェックをして、その中から抽出をして現物確認をお願いしました。

ただ、審議会の現物確認の中で、実際にその移管が適当というふうに判断をしたものの中でそれが1年か3年か、曖昧ですけれども、保存期間が短いものがありました。そのことを自分の作業の工程から考えると、自分があらかじめこれは大丈夫だろうと除いたものの中にも重要な移管対象となるようなものは相当数あるだろうと考えています。そうすると、これだけ委員の皆様と担当課の皆様が手間をかけてやっても、そこから漏れていくものがあるということ自体は課題としては結構重大ではないかということを経験して感じました。

先ほど瀬畑委員がおっしゃったような、今はこういう方法で、みんなでいろんなノウハウとかや、積み上げながらやっているのですが、それが長続きするかということは、持続可能性に課題がありますので、一次判断を行える人を何らかのシステムとして組み込んでいくということは、考える必要のある時期に来ているのではないかと私も思いました。

以上です。

(神戸会長)

今の委員の意見は、委員共通の認識かと思しますので、事務局で御検討いただいて県庁内でも共通認識をお持ちいただき、改善していただけるような形でお願いできればと思います。

それでは以上で、本日の審議を終了させていただきます。

今年度、本当に委員の皆様、何回も長時間ありがとうございました。

事務局の皆様もお疲れ様でした。

以上で本日の審議を終了いたします。

### 3 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和7年7月7日



長野県公文書審議会 会長